

介護サービス計画作成に係る情報提供申請の取扱いについて（R5.4.1～）

〈1. 内容〉

介護サービス計画作成のために必要とされる場合に限り、長与町が所有する要介護認定に係る情報を介護サービス計画作成事業者等へ外部提供するものです。

〈2. 提供資料〉

- ①認定調査票
- ②主治医意見書（主治医の同意が得られているものに限る）
- ③認定結果

※認定結果については、被保険者証等で確認できる情報であるため開示しません。

〈3. 必要書類〉

- ①個人情報外部提供申請書【様式第5号（第5条第1項関係）】
- ②外部情報提供対象者一覧【別紙】

※両面印刷をお願いします。用紙に収まらない場合は適宜追加してください。

- ③切手及び封筒（郵送の場合）

〈4. 費用負担について〉

郵送回答の場合は、封筒及び切手代は事業所負担となります。

※調査票、意見書のコピー代の費用負担はございません。

〈5. 遵守事項〉

- ①提供された個人情報に関して、介護サービス計画作成以外に使用をしないこと。
- ②提供された個人情報に関して、厳重に管理し紛失・破損しないよう適切な管理をすること。
- ③提供された個人情報に関して、利用する必要がなくなった場合は、第三者に情報漏洩の恐れのない方法をもって速やかに廃棄すること。（複写・複製は厳禁）
- ④個人情報の提供を受けた者の従業者又は従業者であった者が、前各項を遵守するために必要な措置を講じること。
- ⑤長与町から、提供資料の提示又は提出、返還を求められた場合は、これに従うこと。

〈6. 留意事項〉

- ・情報提供の可否について、居宅届の提出や、提供に関する本人及び主治医の同意の有無によって、情報提供できない場合がありますのでご注意ください。
- ・認定申請と同時に情報提供申請をすることはできません。
※目安としては、認定審査会予定日が決まってから申請をお願いします。
- ・資格喪失者については、情報提供することができません。
- ・回答については、『個人情報外部提供決定通知書』を請求者宛の住所にご郵送しますので、その通知をご持参の上、介護保険課窓口にお越しください。